



# 参議院議員選挙

問合せ

選挙委員会事務局  
☎内線3411

## 荒川区で投票できる方

投票日現在18歳以上(平成10年7月11日以前生まれ)の日本国民で、荒川区の選挙人名簿に登録されている方  
※荒川区へ転入した場合は、平成28年3月21日までに荒川区へ転入の届け出をした方

## 住所を移した方は

- **荒川区へ転入した方**  
平成28年3月22日以降に転入の届け出をした方は、荒川区では投票できません  
※前住所地の選挙人名簿に登録されていれば、前住所地で投票できます
- **荒川区から転出した方**
  - ▶平成28年2月22日以前に転出した方…荒川区では投票できません
  - ▶平成28年2月23日～3月9日に転出した方で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方…荒川区で期日前投票ができる期間があります  
※投票日当日の投票はできません  
※期日前投票ができる期間は、転出した日によって異なります
  - ▶平成28年3月22日以降に転出した方で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方…荒川区で投票できます
- **荒川区内で転居した方の投票所**
  - ▶平成28年5月31日までに転居届け出をした方…新住所地の投票所
  - ▶平成28年6月1日以降に転居届け出をした方…前住所地の投票所

## 投票日に投票が困難な方に

- **期日前投票**  
投票日に仕事やレジャー等で投票所へ行けない方は、期日前投票をご利用ください。  
**日時** 7月9日(土)までの午前8時30分～午後8時  
※区役所以外は7月3日(日)から  
**会場** 区役所本庁舎、南千住駅前ふれあい館、荒川総合スポーツセンター、町屋文化センター、荒川区シルバー人材センター・荒川授産場、あらかわ遊園スポーツハウス、日暮里区民事務所
- **不在者投票**
  - ▶不在者投票のできる病院・老人ホーム等に入院・入所している方…病院長等に申し出ると、その施設内で不在者投票ができます
  - ▶出張等で区外に滞在している方…滞在先の選挙管理委員会での不在者投票ができます  
※投票用紙等の請求方法は、お問い合わせください
- **郵便等投票**  
郵便等投票証明書の交付を受けている方は、7月6日(木)までに投票用紙等を請求してください。

## 点字投票・代理投票

目の不自由な方は「点字投票」ができます。また、心身に障がいがある等の理由で候補者名等を書くことができない場合には、投票所の職員が本人に代わって記載する「代理投票」の制度があります。投票所の職員へ申し出てください。

## 投票所整理券

一人につき1枚、投票所整理券を封書で郵送しました。投票所に自分の投票所整理券をお持ちください。届かない場合や紛失した場合も、区内在住で荒川区の選挙人名簿に登録されていれば投票できます。投票所の職員へ申し出てください。

## 投票順序・方法

- 東京都選出、比例代表選出の順に投票します。
- ▶東京都選出…候補者の氏名を記入
  - ▶比例代表選出…名簿登載者氏名または政党等の名称を記入

## 選挙公報

候補者(政党等)の政見等が掲載されている選挙公報を各戸配布します。区役所、各区民事務所・ひろば館等にも置きます。  
また、東京都選挙管理委員会の参議院議員選挙特設ホームページ(<http://www.h28sangiinsen.metro.tokyo.jp/>)でもご覧になれます。

## 開票

**日時** 7月10日(日)午後9時から  
**会場** 荒川総合スポーツセンター2階 大体育室  
※参観席は3階です(荒川区の選挙人名簿に登録されていない方は参観できません)

## 投・開票速報

荒川区ホームページで参議院議員選挙の投・開票の状況等を速報します。  
**問合せ** 広報課 ☎内線2132



## 国民健康保険のお知らせ

申請・問合せ 国保年金課(区役所1階) ☎内線2383

### 高額療養費の申請を

同じ人が、同じ月内に支払った医療費の一部負担額が自己負担限度額を超えたとき、その超えた金額を高額療養費として支給します。  
支給該当者(世帯主)には診療月の3か月目以降に申請書を送付しますので、申請してください。

〈申請に必要なもの〉  
送付した申請書、医療機関等の領収書、世帯主の預金通帳

### 高額な医療費の負担を軽減します

「限度額適用認定証」を医療機関の窓口で提示すると、保険診療分の一部負担金の支払いが「高額療養費自己負担限度額」までとなります。限度額適用認定証の交付は申請が必要です。

〈申請に必要なもの〉  
国民健康保険証、高齢受給者証

※高齢受給者証をお持ちで課税世帯の方は、限度額適用認定証の交付はありません  
※国民健康保険料の未納があると交付できません ※認定証は申請月から適用します  
※入院日数が直近1年のうち90日を超える場合、適用区分により食費がさらに軽減されますので入院日数が確認できるもの(領収証等)をお持ちください  
※世帯の中に住民税の未申告者がいる方は最上位の適用区分となります

## 後期高齢者医療保険のお知らせ

申請・問合せ 国保年金課(区役所1階) ☎内線2391

### 平成28年度の後期高齢者医療保険料額決定通知書を7月20日(水)に発送します

### 後期高齢者医療被保険者証を更新します

8月1日(月)から使用する後期高齢者医療被保険者証を、7月中旬以降に簡易書留で郵送します。

### 後期高齢者医療被保険者証の一部負担金が3割の方へ

3割負担の方でも収入合計額で申請により1割負担になる場合があります。該当する方には事前に申請書を送付しますので、同封のお知らせを確認のうえ、7月中に申請してください。

### 限度額適用・標準負担額減額認定証の申請を

平成27年度中に減額認定証の交付を受けた方で、平成28年度も引き続き該当する方には、新しい減額認定証を7月下旬に送付します。  
新たに申請する方や、長期入院(過去12か月に90日を超える入院歴がある場合)に該当する方は、交付申請してください。